

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び五所川原市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鶴田町建設整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六戸町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、三戸町ふるさと農村課及び南部町企画調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び五戸町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び階上町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 今野乃光	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役社長 菊地栄一	平成 三・七・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一 外

四 届出年月日

平成二十二年七月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年八月十一日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭